

イ 本件では、「授業担当計画」について、被告井形と原告で10月15日に協議を行ったものの、原告とカリキュラム検討委員会の意見を受けた被告井形との間で「授業担当計画」がまとまらなかった。しかし、原告の強い要望により、被告井形は、合意のとれていない原告作成の「授業担当計画」をもって、推薦委員会の委員長である徳永学長に受理を申し出たが、同学長は受理不可との結論であり、原告の特任教員推薦を審議する推薦委員会も不開催となった。このように、被告井形は原告の強い要望をいれて推薦委員会に「授業担当計画」を提出しており、被告井形が任用申請を妨害し、委員会の開催すらさせなかったとの主張は事実反する根拠のないものである。

ウ 申請に当たって、被告井形は、原告と授業担当計画について協議した上で推薦委員会に提出するものとされているところ、協議が整わず申請手続上提出されていないということである。徳永学長は、推薦委員会の委員長であり、申請に当たり書類が整わず、提出もできない以上、審査もできない。それ故、「受理」できないと決定したことに何ら問題のないことは明らかである。推薦委員会は合議体であっても、申請について形式的要件が備わっているか否かを委員長が審査できることはいうまでもない。

「授業計画書」が満たされていない以上、「書類の不備」は明白で、推薦委員会は受理しておらず、教授会で判断される以前の問題として申請そのものがなかったことになる。

問題は学部として平成25年度以降の授業をいかに策定するかということであって、原告の過年度の実績が即授業計画と結びつくものでないことを看過しており失当である。

第3 当裁判所の判断

- 1 前提事実のほか、証拠（後掲の各証拠、乙26、27、被告池島本人、被

告井形本人) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 従前の特任教員への任用

ア(ア) 被告大学の教員のうち、平成2年度ないし平成16年度に定年退職となった者について、特任教員に任用された者と、任用されなかった者の内訳は以下のとおりである(乙30, 31)。

年度	任用された者	任用されなかった者及び理由
平成2年度	2名	0名
平成3年度	1名	0名
平成4年度	1名	0名
平成5年度	0名	0名
平成6年度	1名	0名
平成7年度	1名	1名(不申請)
平成8年度	0名	1名(不明)
平成9年度	0名	1名(申請取下げ)
平成10年度	1名	0名
平成11年度	6名	1名(不申請)
平成12年度	2名	0名
平成13年度	1名	2名(不明, 不申請)
平成14年度	2名	0名
平成15年度	2名	1名(不申請)
平成16年度	1名	2名(里上教授(人間科学部), 推薦委員会推薦取消し(経済学部教授))

(イ) 前記アの平成16年度に任用されなかった者のうち、経済学部教授(以下「A教授」という。)に関する経緯は以下のとおりである(乙2

8の1ないし6の2)。

- a 特任教員推薦委員会は、平成16年10月29日、委員会を開催し、A教授ほか2名を平成17年度の特任教員に任用することについて教授会に推薦することを決議した。
 - b 経済学部教授会は、平成16年10月29日、教授会を開催し、A教授を特任教員に任用することについて、継続審議とすることとした。
 - c 特任教員推薦委員会は、平成16年11月5日、委員会を開催し、A教授の特任教員任用申請について、再度授業計画書の提出を依頼することとした。
 - d 経済学部教授会は、平成16年11月12日、教授会を開催し、A教授を特任教員に任用することについて、修正して提出された「今後3年間の授業計画」に基づいて協議したが、再度、継続審議とすることとした。
 - e 特任教員推薦委員会は、平成16年12月2日、委員会を開催し、A教授の特任教員任用申請について、3度の教授会を経ても承認を得られないことから推薦を再検討する必要があるとし、次回委員会までに調査することとした。
 - f 特任教員推薦委員会は、平成16年12月9日、委員会を開催し、A教授の特任教員任用申請について、前記aの推薦決議を取り消し、推薦しないこととする旨を決議した。
 - g 経済学部教授会は、平成16年12月10日、教授会を開催し、前記fの決議を受け、教授会では議題として取り扱わないこととした。
- (ウ) また、前記(ア)のうち、平成16年度の里上教授については、推薦委員会が任用推薦の決議をし、教授会も任用の決定をしたが、「評議員会」

及び「理事会」で審議された結果、理事会が理事長に一任する決議をし、理事長は、里上教授を特任教員に任用しない旨の決定をした（甲13）。

(エ) さらに、特任教員推薦委員会は、平成17年10月頃、経済学部の教授（以下「B教授」という。）の特任教員任用申請について推薦しないこととした。同月14日の教授会においても、B教授の特任教員任用申請に関して意見交換が行われた。（以上につき、乙29）

イ 被告大学の教員のうち、平成18年度ないし平成25年度において、特任教員に任用された教員の数、平成18年度が3名、平成19年度が1名、平成21年度が3名、平成22年度が2名、平成23年度が2名、平成23年度が1名、平成24年度が3名、平成25年度が1名である。

(2) 原告の特任教員への任用申請に関する経緯

ア 平成24年9月28日、被告大学経営学部教授会が開催され、被告井形は、学部長が作成すべき授業計画についてカリキュラム検討委員会の意見を聴いて行うことを含め、特任教員の任用手続について説明した（乙3）。

イ 被告井形は、被告池島に対し、次回のカリキュラム検討委員会において、原告の授業担当計画について検討するよう指示した。

ウ 被告池島は、平成24年10月12日開催のカリキュラム検討委員会において、原告が被告井形に提出した授業担当計画について検討した。同検討委員会においては、構成員8名全員一致の意見で、原告が提出した授業担当計画の内容は、不要若しくは必要度が低いとの結論となったため、被告池島は、そのことを被告井形に報告した。

エ 被告井形は、平成24年10月15日、原告の研究室を訪れ、前記ウのカリキュラム検討委員会の見解を伝え、現状では原告が提出した授業

担当計画を推薦委員会に提出することができない、投票で否決されるような事態を避けたいとして、原告に対し、特任教員Aの任用申請を辞退するよう求めた。これに対し、原告は、特任教員Aの任用申請を辞退する意向はなく、投票で否決されることになってもかまわないので手続を進めてほしいとの意向を示した。(以上につき、甲11)

オ 被告井形は、平成24年10月16日、徳永学長と協議し、同日、その内容等を記載したメールを、原告に送信した。同メールには、概要以下の記載がある。(以上につき、乙18)

徳永学長に対し、原告の授業計画書に「不備」(カリキュラム検討委員会による否認の意味)があるものの推薦委員会への提案は可能か尋ねたが、過去の事例においても、書類上の「不備」がある候補者の受理はしておらず、推薦委員会の開催も不可能であるとの回答であり、今後、手続を進めていくことは事実上不可能となった、経営学部においては、教員の講義担当はカリキュラム検討委員会の審議を経て教授会で承認されているから、今回についてのみ、カリキュラム検討委員会の審議結果を無視して特任教員の任用手続を進めることは不可能と考えられる。

カ 平成24年11月16日、被告大学経営学部の教授会が開催され、原告の特任教員Aの任用申請が不受理となったことなどが協議された(甲14, 15, 乙20)。

2 争点1 (被告大学において、特任教員の任用を申請すれば任用されるとい
う労使慣行があったか) について

(1) 前記第2の1(2)のとおり、被告大学においては、特任教員の任用に関する規定が変更されている。そこで、旧規定と現行規定を比較すると、任用資格の点について、旧規定では被告大学での在任期間は問題とされていなかったものが、現行規定においては、被告大学に一定期間在任したことが